

松戸市公の施設(松戸市勤労会館、松戸市常盤平市民センター、東部市民センター、五香市民センター、明市民センター、六実市民センター、松飛台市民センター、二十世紀が丘市民センター及び八柱市民センター)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センター他7市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地

松戸市勤労会館	松戸市根本8番地の11
松戸市常盤平市民センター	松戸市常盤平3丁目30番地
松戸市東部市民センター	松戸市高塚新田494番地の9
松戸市五香市民センター	松戸市五香2丁目35番地の5
松戸市明市民センター	松戸市上本郷2676番地の6
松戸市六実市民センター	松戸市六高台3丁目71番地
松戸市松飛台市民センター	松戸市松飛台210番地の2
松戸市二十世紀が丘市民センター	松戸市二十世紀が丘中松町2番地
松戸市八柱市民センター	松戸市牧の原1丁目193番地の6

2. 指定管理者となる団体

東京都中央区銀座二丁目8番9号木挽館銀座ビル  
タフカ株式会社

3. 指定管理の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで(4年間)

4. 選定理由

選考委員会における評価が総合的に最も良好であったため

5. 選定審査手順

募集要項配布

平成25年7月18日(木)～19日(金)

応募書類受付

平成25年9月 5日(木)～ 6日(金)

公の施設の指定管理者候補者選定委員会

全4回(平成25年10月11日(金)、10月18日(金)、10月29日(火)、10月30日(水))

指定管理者候補者選定結果通知

平成25年10月30日(水) (選考委員会 → 市民自治課)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成25年12月3日(火)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成25年12月19日(木)

指定管理者の告示

平成25年12月27日(金)

指定管理者への指定の通知

平成25年12月27日(金)